

圏域内飲料メーカーと連携したペットボトルの「ボトル to ボトル」 水平リサイクルの実施について

令和7年3月1日から、本組合、境港市、鳥取県西部再生資源事業協同組合（以下「資源組合」という。）及び圏域内にペットボトル飲料工場を有するサントリーグループ、永伸商事㈱と連携し、ペットボトルの「ボトル to ボトル」水平リサイクル（以下「水平リサイクル」という。）を実施することから、その概要を報告するもの。

1 実施概要

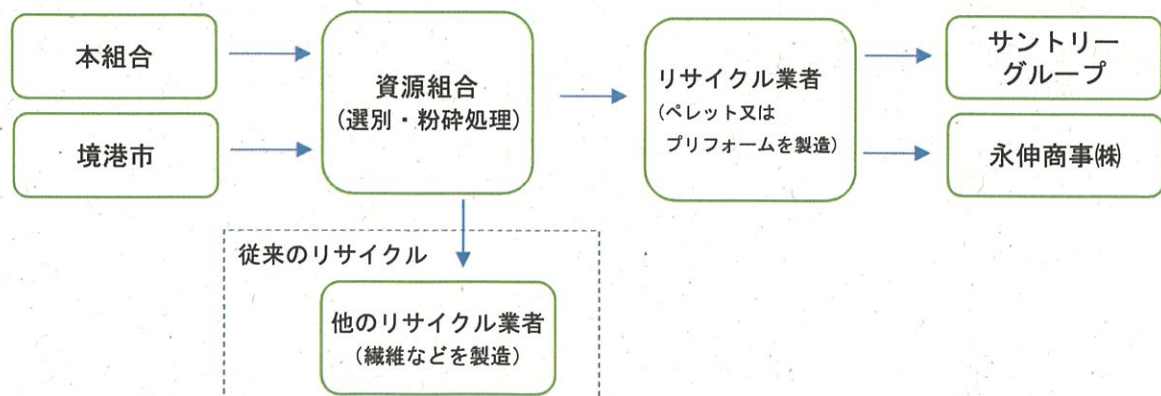
水平リサイクルは、使用済みのペットボトルを新しいペットボトルに再生することで、何度でも資源を繰り返し利用することが可能となるリサイクル方法であり、新たな石油由来原料から新しいペットボトルを製造する場合に比べ、CO₂（二酸化炭素）排出量を約60%削減することが可能となる。

(1) 水平リサイクルの流れ

リサイクルプラザに搬入された使用済みペットボトルは、選別、圧縮・梱包処理した後、資源組合に全量売却し、資源組合は選別・粉碎処理※したうえで、その一部をサントリーグループ及び永伸商事㈱が指定するリサイクル業者へ売却し、リサイクル業者が製造したペットボトル容器の原材料（ペレット又はプリフォーム）をサントリーグループ、永伸商事㈱がそれぞれ買い受け、ペットボトル飲料の容器として使用する。

※ 境港市分については、資源組合に直接搬入後、選別・破碎処理される。

水平リサイクルと従来のリサイクルの流れ



(2) 水平リサイクルの実施量

本組合及び境港市が資源組合に売却した使用済みペットボトルのうち、一定量を水平リサイクルとして実施する。

- ・ サントリーグループ（江府町） 約 72 トン/年以上
- ・ 永伸商事㈱（米子市） ペットボトルの取引市況により永伸商事㈱が調整する。
- ※ コカ・コーラ㈱（伯耆町）は、条件の面で折り合いが付かず、この度の連携を見送るとされた。

（参考）令和 5 年度の本組合及び境港市の使用済みペットボトルの売却量

- ・ 本組合 374 トン/年
- ・ 境港市 68 トン/年

(3) 売却単価及び経費負担

① 売却単価

本組合が処理した使用済みペットボトルは、再生有価物として、全量を資源組合に売却しているが、売却単価は日本容器包装リサイクル協会の全国平均落札単価に基づくものであり、水平リサイクルを実施した場合においても、売却単価は従来どおりで差は生じない。

（令和 7 年 2 月現在 売却単価 53,900 円/トン、令和 5 年度売却収入 15,647 千円）

② 経費負担

水平リサイクルを実施した場合においても、本組合の新たな経費負担は生じない。

2 協定概要

(1) 名称 「ボトル to ボトル」 水平リサイクルの実施に関する協定書

(2) 協定締結日 令和 7 年 2 月 12 日

(3) 有効期間 令和 7 年 3 月 1 日～令和 8 年 2 月 28 日

※ 協定当事者から解約の意思表示がない場合、1 年間の自動更新

(4) 目的

協定当事者が連携・協力し、水平リサイクルを実施することにより、持続可能な循環型社会の実現に資すること

(5) 主な内容

協定当事者は以下の項目について、連携・協力する。

- ・ 水平リサイクルの枠組みの維持に関すること
- ・ 水平リサイクルに係る普及啓発に関すること
- ・ 水平リサイクルによる資源循環の推進に関すること

3 周知広報

水平リサイクルの実施にあたり、以下のとおりの圏域住民への周知広報を行い、リサイクル意識の啓発を図る。

令和 7 年 2 月 12 日以降 本組合及び構成市町村ホームページにて、令和 7 年 3 月 1 日から
水平リサイクル実施の周知

5 月頃（予定） 構成市町村広報紙にて、水平リサイクル実施の周知及びペットボトル
の適正な分別・排出方法の啓発